少子高齢化に対応した安心して暮らせる社会

大 石 利 雄

挙は国難突破解散の名の下少子高齢化社会に向けての対応と弾道ミサイルと核実験により緊張を高める北朝鮮に どう向き合うかが争点とされた。昨年一一月に発足した第四次安倍内閣は少子高齢化に対応して持続的な経済成 国民が安心して暮らせる豊かな社会をつくることが行政の目的と言っていいだろう。平成二九年一〇月の総選

はじめ

に

てるなど社会保障制度を全世代型に転換する「人づくり革命」と人工知能・ロボットなどのイノベーションを実

平成三一

現する「生産性革命」を車の両輪として経済の好循環を図ることとしている。

年一○月に一○%への引上げを予定している消費税の使い途を変更し、幼児教育・保育や高等教育の無償化に充

長を成し遂げるため、一二月に「人づくり革命」と「生産性革命」の政策パッケージを閣議決定した。

農地転用の権限移譲の法改正は、地方公共団体から多大な評価を得た。平成二六年からは提案募集方式が採用さ 第二次安倍内閣が発足してから着実に推進されつつある。平成二七年通常国会での第五次地方分権一括法による の管理や農地転用許可権、宅地開発許可権、 月地方分権改革推進法が成立し、この法律に基づき設置された地方分権改革推進委員会により、直轄道路 あるが、 て行われることが望ましい。防衛や外交、通貨政策など国が責任を負うべき行政が広範に及ぶことはもとよりで がなされた。これが今日の地方分権推進の流れの嚆矢と言えよう。身近な行政サービスは身近な行政主体によっ **ゆとりと豊かさを実感出来る社会」を実現するため、平成五年に衆参両院で「地方分権の推進に関する決議** 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務、 一層の地方分権を進めるべき行政分野はまだ多く残されている。第一次安倍内閣の下で平成一八年一二 保育所設置認可権の移譲などの勧告がなされ、 権限の移譲等が行われている。 平成二四年一二月に 河川

ためアベノミクスを提唱した。大胆な金融政策と機動的な財政政策そして民間投資を喚起する成長戦略が、 第二次安倍内閣は十数年にわたる経済低迷から日本を再生させることを標榜し、デフレ脱却による経済再生の アベ

ノミクス三本の矢と唱えられた。

ては一○・三兆円の二四年度補正予算と二五年度当初予算を合わせた一五か月予算を編成した。「地方の元気回 金融政策については日銀の異次元の金融緩和により二年で二%の物価上昇を目指すこととし、 財政 政策につい 方の人口

が減少する状況を回避しなければならない。

設した。 果を全国津々浦 採択されている。 段階で提供するものである。 め 復なくして、 地域内で資金が循環していない状況があり、 地方では地銀、 の 制 日 本の 度設計は総務省で行った。 々に及ぼすため施策の検討にあたった。 総務省が地域経済活性化対策に予算を計上してコミットする事業であり、 再生はない」という考えから、 信金、 交付金の限度額は五、○○○万円で始まった。 信組には貸付けに回せる資金があるものの、 また、 地方の 地域資金を循環させる呼び水としての交付金を設備投資の 総務大臣の指示を受け総務審議官として、 地方の景気対策を促進する一・ 雇用創出のために 「地域経済循環創造事業交付金」 平成二八年度末までに三二三事業が 採算が取れる貸付先が十分にない 四兆円の「 これを一万プロジェ アベノミクス 地域 の元気臨 初 0 期

末 に及ぶことが指摘された。今後日本全体が人口減少社会になっていく中で、これ以上東京圏に人口が集中 ○一○年から二○四○年までに二○歳から三九歳までの女性の数が半数以下になる市町村が全国 アベノミクスの地方への浸透という施策と軌を一にして、 増田寛也元総務大臣が論文で「地方消滅」という警鐘を鳴らしたことだ。人口動向がこのまま推移すると二 地方創生の機運が高まった。 きっかけ 0 は平)市町: 村 の半数

クト普及させることを目標とした。

が国の人口 は平成二○年がピークで一億二、八○八万人であったが、 平成二四年人口推計では中位推 でも

戦後ベビーブームの

团

塊の世代の子供たちの

第一

一次ベビー

二〇六〇年には八、六七四万人になるとされていた。

る ブームで生まれた子供の数が、 政府は平成二六年六月に閣議決定された「骨太の方針」で五〇年後の段階で人口一億人を保持するという目 年間約二〇〇万人だが、 四〇年後の平成二八年には約九八万人と半分になってい

標を掲げた。人口を維持するのに必要な出生率は二・○七(人口置き換え水準)だが、平成二八年の出生率は一・

四であった。概して大都市部の出生率が低い状況である。大都市部ほど住居は狭く、 四四であった。都道府県別に出生率をみると、 一番高いのが沖縄県の一・九五で、一番低いのが東京都の一・二 生活費が高い傾向にあり、

として一端を担った。平成二六年九月に内閣総理大臣を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」 産み育てられる環境をつくる必要性が唱えられた所以である。政府挙げて地方創生に取り組む時に総務事務次官 保育所にも入りにくいという実態がある。 人口減少社会を食い止めるため、 地方で仕事を得て、安心して子供 が設置

万人増やすことにより、転入と転出を均衡させることが戦略目標の一つとされた。 なっているのを平成三二年には、 地方から東京圏への転入を六万人減らす一方で、 東京圏から地方への転出

ンと総合戦略が閣議決定された。総合戦略においては、平成二五年に東京圏は年間一〇万人の人口が転入超過と れ、秋の臨時国会で「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、年末には、「まち・ひと・しごと創生」の長期ビジョ

る。 我が国の若 これは若い世代の結婚希望割合に、希望する平均子供数を乗じるなどの方法により算出したもので、「希望 い世代の結婚や出産の希望が実現するならば、 出生率は一・八程度の水準まで向上すると見込まれ

はハードルが相当高いと言わざるを得ない 六○年の人口は約一億二○○万人となると推計されている。五○年後の段階で一億人程度の人口を確保する目標 出生率」と呼ばれる。仮に出生率が二○三○年に一・八を実現し、二○四○年に二・○七にまで回復すると二○

国 [は財政支援、 の総合戦略を受けて、地方公共団体は平成二七年度中に地方版総合戦略を策定し、 情報支援、 人材支援を行っている。 国は財政支援として平成二六年度補正予算で地方創生のた この着実な推進を図 るた

いて、 税率の見直しが行われたことは画期的なことであった。 財源不足を国と地方で折半する方式で折り合いをつけているところであり、「地方創生元年」の年に当たり交付 に三二パーセントから三三・一パーセントに引き上げた。 八年度以降 の交付金制度を創設し、 新たに一 五年間維持することとされている。 兆円の「まち・ひと・しごと創生事業費」いわゆる地方創生枠を創設した。この地方創生: その後毎年度財政支援を充実させてきた。 また交付税率の見直しを行う中で所得税の交付税率を四 近年、 国も地方も巨額の借金を抱えるなかで、 総務省では平成二七年度地方財政 [九年振· 地方の 一枠は二 画 E ぉ ŋ

の挨拶が動画配信されて、地方移住に関する諸々の情報がワンストップで入手できるようにした。 就労などの支援をしている。 ン」を開設し、移住関連情報の提供・相談支援の窓口を設け、 全地方公共団体と共同して行うプラットホームを創設した。また、 では経済産業省所管の中 情報支援としては、 内閣府が地方公共団体にRESASという地域経済分析システムを提供している。 小機構やJETROと連携して国内投資の促進や国内企業の海外販路拡大の また「全国移住ナビ」というポータルサイトを開設し、トップページには安倍総理 厚生労働省や農林水産省とも連携して、地方居住、 平成二七年三月末に「移住・交流情報ガーデ 清報: 提供 総務省

については安倍総理の指示を受けて、二五年度に約一○○○名であった隊員を三年で三倍にすることとしたが 国家公務員が派遣されており、平成二一年度から過疎地など条件不利地域で活躍している「地域おこし協力隊」

また人材支援として地方公共団体の要請に応えて、平成二七年四月から小規模市町村へ総務省や国

|土交通省等

また総務省では地方定住を促進するため、平成二〇年から人口五万人程度以上の中心市を核とした「定住自立

既に一

一八年度末で約四○○○名に及んでいる。

中枢都市圏」という名称で三〇圏域形成することとなり、 のように地方公共団体間で「連携協約」を締結する仕組みを制度化した。それが地方創生の戦略目標では 方中枢拠点都市圏を設けて、 大都市圏への人口流出を防ぐべく平成二六年に地方自治法を改正し、 平成二九年一〇月現在で二三圏域設定されてい 国家間の条約 連

地方の人口流出の歯止めに努めてきたが、人口二〇万人以上の中心市を核とした地

を形成することにより、

平成二七年度までに四七都道府県と殆ど全ての市町村で地方版総合戦略が策定され、二八年度から地方創生が

行政サービスの広域連携を推進することとしている。

れにより病院の輪番制度の共有、

産学金官の連携による経済成長の牽引、

更には三次救急医療の提供体制などの

てきている 本格的に推進されている。こうした取り組みの結果、地域によっては人口の社会増がみられ、相応の成果が上がっ

と転出人口を均衡させるという基本目標を達成するためには、 は転入増加数は若干減少したものの、一一・八万人の転入超過という状況である。平成三二年に東京圏 しかしながら、東京圏への転入人口が平成二六年、二七年とそれぞれ約一万人ずつ増えており、 なお一層の取り組みが求められる。 平成二八年に

地方からの人口転出は、大学進学時と就職時の世代で顕著である。地方大学を充実させて転出を防ぐことと、 これから地方創生はどこに重点おくべきなのか。ポイントの一つは若者たちの地方定着のための対策である。 地

地方大学の学生にも、 地方出身で東京圏の大学に在学している学生にも、 地元企業に理解と関心を深めてもら

活躍の場を確保することが重要である。

元に魅力ある企業を育成し、

で高齢者向け

Ó

介護施設を新設するのは容易ではない。

「生涯活躍のまち」(日本版CCRC)は健康な中高年を元気なうちに地方に呼び込む施

介護サービス特に介護サービスが厳しくなる見込みの中で、介護資源に比較的

余裕

0

あるで

府が

圏の医

東京圏

療・

な地方大学の魅力づくりに行政として取り組む必要がある。 定員増を原則として認めないことを決めた。これと併せて日本全国 実と活用促進が図られなければならない。 うインターン ップ制度と地元企業への就職を促す奨学金制度が都道府県の基金によりつくられている。 政府は、 昨年一二月に改訂した総合戦略において東京二三区 また東京圏の大学生が地方大学で単位をとれるよう の若者や海外からの留学生を惹きつけるよう この

な大学間協定を促進するなど地方での就職への誘導策を講じる必要がある。

ちが高齢化したことに加え、 県では一○%未満の伸びにとどまる。 は人口当たり介護施設数は全国平均をかなり下回っている。二○一五年の六五歳以上一○万人当たりの老人福 六%増になる見込みである。 ポイントの二つ目は中高年者に向けた対策である。 二〇二五年問題については後述するが、二〇一五年から二〇二五年までに七五歳以上人口は全国で三三・ の定員は全国平均一六か所、 東京圏の勤労世代が地方の老親を呼び寄せる傾向が出ているからである。 特に埼玉県、千葉県と神奈川県では約一・ 四七二人に対して、東京圏は一二か所二八九人にとどまる。 東京圏の高齢者が激増するのは高度成長期以降に東京圏に転出した若者 高齢社会での介護は地方よりも大都市部でより深刻であ 五倍と大幅に増える。 地価 方山 0) 高 .形県と秋 東 都市 京圏

方の させる方策として、 果たす役割が高まる。 いずれ介護が必要となる東京圏に転出した中高年を出身地に呼び戻すことに焦点を当てた施 地方から東京圏へ の人の流れを変え、 地方の人口減少と都市の 介護不足を同時に解決

に提供するなどの誘導策が効果的であろう。 策が求められる。 例えばふるさとに関心のある地元出身者にふるさと情報 (居住・就労支援の内容等) を定期的

票の較差是正を行うのは一○年ごとに行われる大規模国勢調査の結果によることとされたため、言うなれば平成 とになる。 る平成三二年までの地方創生の取り組み如何が、アダムズ方式による本格的な衆議院議員定数配分を左右するこ 三二年の大規模国勢調査までアダムズ方式の本格的な適用が停止されている。くしくも地方創生の目標年次であ ては○増六減で較差を二倍未満に収める改正が行われた。アダムズ方式で都道府県に定数配分し、 較差是正について公職選挙法が改正された。 人口 の動向は国会議 東京圏への人口集中傾向が止まず平成三二年の国勢調査を迎えることになれば、 一員の選挙区定数に影響を与える。平成二八年の通常国会で衆議院議員の定数削減と一 定数は一〇削減 (小選挙区六、 比例代表四) され、 地 方圏 較差是正 小選挙区の への衆議院議 につ

源で事業を行うという面では、 れぞれの市町村が事業の説明責任を負うことになった。 ら行う地域づくり事業」という本来の事業名の趣旨に則って、祭りや伝統芸能の復活などの事業も行われた。 全市町村一律に一億円を上乗せするものであった。ばらまきとの批判を受けた面がある一方で、「自ら考え、 感出来る社会」を実現するための施策であった。「ふるさと創生一億円事業」は地方交付税の基準財 三〇年前に唱えられた竹下登内閣の「ふるさと創生」 地方分権の考え方を先取りした取組みと言ってもよい。 国の補助金に依存せず、 も東京一 極集中の弊害を是正し、「ゆとりと豊 地方の自主性に基づいて一般財 政 かさを実 そ 自

員定数配分は大幅な削減にならざるを得ない。

益々「地方創生」の成果が求められる。

.|閣府の地方創生推進交付金については、「KPI」という目標設定や「PDCA」 サイクルという評価

法を導入して、 地域の特色を生かした自主的、 ばらまきという批判を受けないよう配慮された。このたびの地方創生が地方の創意工夫の下に推 主体的な地域づくりに繋がれば地方分権を一層進める契機となる。

二 将来世代のための改革

年度予算ベースで一二〇・四兆円だが、厚生労働省の推計では二〇二五年度には一四八・九兆円に増大すると見 二〇二五年に団塊の世代が全て七五歳以上になる。このため年金、 医療、 介護等の社会保障給付費は二〇一七

込まれており、二〇二五年問題と言われている。

二五年には同じく一人に対して一・八人となり、二○六○年には同じく一人に対して一・二人となり、 二〇一二年に六五歳以上一人に対して二〇~六四歳は二・四人で、いわば騎馬戦型で支えていたものが、二〇 肩車型で

支える時代になるとされている。

ず負担能力に応じて負担して頂く社会にしなければならない。 課方式によっているため、将来世代により大きな負担がかかる。 年金、医療、介護といった社会保障は、現役世代が納めた保険料などを同時代の老齢世代の給付金に充てる賦 将来世代のために、 高齢者にも年齢にかかわら

(社会保障制度・医療と介護の一体改革)

的に調整するマクロ経済スライド制度が導入されて、世代間の公平性と年金財政の持続可能性を高めることには 年金については平成一六年の年金改革で、 現役人口の減少や平均余命の伸びに合わせて年金の給付水準を自動

なっているが、 支給開始年齢の引上げや高所得者への給付抑制など更に踏み込んだ対策について議論する必要が

ある。 医療と介護については、平成二六年六月「医療介護総合確保推進法」が公布され、 高度急性期医療から在宅医

療・介護サービスを一体的・総合的に確保し、 地域医療構想に基づき高齢患者の増大に対応して、急性期医療病床を減らし回復期や慢性期患者への対応に転 効率的な医療提供体制を整備することが目標とされた。

括ケアシステム」を構築することとされている。地域においては在宅医療に携わる医師や看護師、 換していくとともに、 自宅など地域で暮らし続けられるよう在宅医療・介護サービスや生活支援を行う「 介護職員など 地

の連携が必要であり人材の確保が課題となる。

能別の病床数や将来展望を「地域医療構想」として策定した。データに基づき平成三〇年度からの医療計画にお 報告する「病床機能報告制度」をスタートさせるとともに、二〇二五年に向けて都道府県は二次医療圏ごとに機 このため全ての医療機関が都道府県に毎年、 病棟ごとの機能の現状と今後 (基本的に六年後) の方向性などを

我が国の人口千人当たり病床数は、平成二七年で一三・三床と独・仏の約二倍、 英米の約四倍の多さである。

.て着実な改革を進めなければならない。

これに対して千人当たり医師数は二・三人とOECD平均三・三人に比して相当低いレベルにある。 部に偏在していることが医師不足に拍車をかけている。 しかも都市

された。医学部卒業生は四一〇〇名を超え、 離島や山間地など医療に恵まれない地域の医師を確保するため、 地域医療の現場などで活躍し高い評価を受けている。 自治医大が昭和四七年に都道府県共同 平成二九年の

速やかな財政健全化計画の策定が求められている。

医師 目的として平成二〇年度から地域枠制度が導入され、その入学定員は平成二八年度では合計一六一七人に上って を輩出する自治医大の役割は今後益々高まっていくが、 国家試験 の合格率は一〇〇%であり、 五年連続して合格率全国一位を続けてい 一方全国各地の医科大学で地域医療を担う医師 る。 優秀な地 域 医 療 Ó 0 養成 担 手

る

となる。 る人々の果たす役割が極めて大きい。 医の充実が地域包括ケアシステムの鍵を握っている。 平成三〇年度から始まる新たな専門医制度において総合診療医が位置づけられるが、 地域 医療と介護保険制度の運用に責任を持つ市町村の役割が極めて大きい。 地域包括ケアシステムが十分に機能すれば安心して高齢者が暮らせる地 また地域包括ケアシステムにおい ては看護師 地域に根ざした総合診 療

(財政の対応力強化)

残高 社会保障制度を持続可能にするためには財政の対応力を高めることが不可欠である。 は一〇〇〇兆円を超えており、 このGDP比は約二〇〇%で先進諸国の中で突出して高い 玉 地方を合わせた借金 割合になってい

平成二七年の骨太方針に示された経済財政再生計画が 政 府の当面 の指針とされてきた。二〇二〇年に国 · 地

難し を通じた基礎的財政収支 一○月に消費税を一○%に引き上げても、二○二○年の黒字化は、 状 況であった。 昨年一二月の新しい経済政策パッケージで幼児教育無償化等 (プライマリーバランス)を黒字にする目標を達成することとしていたが、 経済再生ケース |人づくり革命| (名目成長三%) にお 平成三二 の財源を消 ても

費増税で賄うこととしたため黒字化目標は先送りされたが、政府は、

黒字化目標自体は堅持するとして今年の骨

太方針で黒字化の達成時期、 裏付けとなる具体的かつ実効性の高い計画を示すとしている

保育士や介護職員等の処遇改善などの一億総活躍プランに関する施策は、アベノミクスの果実の活用も含め財 矢については昨年一二月に閣議決定された「生産性革命」 ることを決めた。アベノミクス提唱の当初から課題であった民間投資を喚起する成長戦略・アベノミクス第三の 資を実現する経済対策」を決定し、 た平成二八年七月の参議院選挙は、 向上等を強調したが、 を確保し、優先して実施するとされた。 公約とされている二○二○年度(平成三二年度) にプライマリーバランスを黒字化する財政健全化目標は堅持し、 年六月伊勢志摩サミット後に内需を腰折れさせかねないとして三一年一〇月まで再度延期された。 を問うと解散総選挙を行い、二七年に予定されていた消費税率一〇%への引上げを二九年四月まで延期した。こ 四月の消費税率八%への引上げ後消費が伸び悩む中で、安倍総理は年末にアベノミクスの是非について国民に信 振り返ると第二次安倍内閣の発足でアベノミクスによるデフレ脱却に大きな期待が寄せられたが、 リーマンショックや東日本大震災のような事態がない限り実施するとされていた消費税率引上げが、二八 財政の健全化と社会保障の充実に不安を持たれた。こうした中で増税延期の判断 九月に日銀は総括的検証でインフレ率二%目標の金融緩和を長期的に継続 与党が改選過半数を大きく上回る結果となった。 政府はアベノミクスの成果として税収増加、 の政策パッケージとして推進されることになった。 この後政府は 企業収益や有効求人倍率 それでも国際 「未来 平成二六年 が問

地方財政については地方交付税法に基づいて毎年度地方財政計画が作成され、 地方交付税総額が交付すべき額

(平成二八年度末)に及ぶ内部留保が設備投資と従業員の賃上げに向かうよう改革

0) わ n

進むことが期待される。 めて民間企業の四〇六兆円

てい れるものであるが、 方債を発行している。 なる財源不足額について国は赤字国債で臨時財政対策加算を行い、地方公共団体は臨時財政対策債という赤字地 その状況が平成八年度から二一年間続いている。 を著しく下回る場合には制度改正若しくは交付税率の変更を行うものとすると地方交付税法に規定されており、 地方財政を巡る環境は国の財政と同様に非常に厳しいと言わざるを得ない。 臨時財政対策債の発行残高は二九年度末には五三兆円になる見込みでその圧縮が課題となっ 臨時財政対策債は一般財源として扱われ、 平成八年から折半方式がとられており、 元利償還金は一〇〇%基準財政需要額に算入さ 現在は、 折半の対象と

幅広な論議を深め、 \bigcirc ると相当下回っている。今後とも福祉水準を維持していくために国民負担をどうするのか。 四二・二%であり、 の不足分は、 腰折れ懸念から、)%引上げ後の経済財政見通しを立てた上で、更なる消費税増税に限らず相続税の課税ベースの拡大等も含めて 玉 地方を通じて足らざる財源を生み出すためには増税を検討せざるを得ないが、 将来世代への負担の先送りである公債発行で賄われている。 一○%への増税以後更に消費税率引上げを行うことは容易でない。 フランス六八・二%、スウェーデン五六・○%、ドイツ五二・五%など西欧先進諸 国民に負担能力に応じた負担を求めていく覚悟が求められる。 我が国の国民負担率は平成二六年度で 今は増大する社会保障予算 消費者負担の増加と内需 政府には消費税 国に比 0)

三 国民の安心・安全のための備え

玉

[民の命を守ることは国家の最大の使命であり、

最も重要な役割である。

今日北朝鮮は弾道ミサイル発射と核

制定・施行された。 の飛来を受けて、 実験を繰り返している。今から二○年ほど前、 小泉内閣の下で有事法制の必要性が唱えられ、その一環として平成一六年に「国民保護法」が 当時内閣官房審議官としてこれを担当した。この法律は武力攻撃事態と大規模テロ等の緊急 我が国近海の北朝鮮武装工作船の出没や弾道ミサイル・テポド

対処事態に国主導の下に都道府県と市町村が連携して国民の安全を確保する仕組みを整備したもので、

この法律

公共団体が処理する事務は原則として法定受託事務とされ、 下に都道府県、 により閣議での事態認定を受けて国民への警報、 市町村及び放送事業者や運送事業者などの指定公共機関により行われることになってい 避難指示、 経費の国庫負担の特例措置が定められている。 避難住民等の救援などの国民保護措置が国 る。 の責任 地

音を専門家の意見を踏まえて製作した。 せるのでは間に合わないため、 国民への警報については、北朝鮮が我が国に向けて弾道ミサイルを放った場合にテレビやラジオで国民に知ら (全国瞬時警報システム)を構築した。国民を極度に緊張させず、注意を喚起し遠くまで届くサイレン 市町村の防災行政無線を衛星通信により自動起動させ、 自動起動の訓練は毎年内閣官房主導の下に総務省消防庁を通じて各市 サイレンを吹鳴させる亅

村で行われている。 今日ではJアラートは個人のスマートフォンや携帯電話にも速報される。

体あった。 七全市町村で正常に受信されたが、防災行政無線が自動起動しないなど住民に伝達できなかった市町村が二四 亘り北海道えりも町上空を越えて太平洋に着弾する弾道ミサイルを発射させた。 平成二九年になって北朝鮮の弾道ミサイル発射が繰り返される中、 回 目は全ての団体でJアラートによる情報伝達ができたが、いくつかの機器に不具合があり日頃か 北朝鮮は八月二九日と九月一五日と二回に 一回目はJアラートが対象六

ら防災行政無線等の点検に万全を期す必要性が指摘された。

から緊急消防援

助隊が創設され、

大災害時には自衛隊、

警察とともに地元の消

防と連携して多くの被災者を救

即時対応を行う仕組みが整備された。

また国家的見

0)

担当局長級が危機管理センターに参集して情報を共有し、

めることが求められる。 があるが、 ならないが、 り丁寧な説明と周知徹底が求められる。 建物や地下に避難すること、 こうした事 国民の安全を確保するため、「国民保護法」に基づく避難施設の指定の促進、 我が国としても防衛力の強化等万全の備えが必要である。 態 の対応について政府の Jアラートによる国民保護訓練が防災の 屋内にいる場合は窓から離れるか窓のない部屋に移動することとされているが、 米国始め国際社会の協力の下に北朝鮮による不測の事態を生じさせては 国民保護ポータルサイト」では、 É 0 地 地方公共団体として出来ることには限 震訓練のように広く全国的に展開される 屋外にいる場合はできる限 訓練や啓発の充実に努 り頑丈な ょ

パー る。 また我 セントの 政 府の が国 地 確率で発生するとされている。 は世界一の 震調査研究推進本部によると首都直下地震と南海トラフ巨大地震のいずれもが三○年以内に七○ 地震頻発国である。 前者においては約二・三万人、後者においては約三二万人の死者が 世界の地震 (マグニチュード六以上) の約二割が日本で発生してい

ようになることを期待する。

発生すると予測されている。 -成七年の 阪神淡路大震災の教訓を踏まえて、 官邸に内閣危機管理官が置かれ、 発災後直ちに防災関係 省庁

国は大規模地震に備えて防災体制を強化しなければならない

してい 救助や避難誘導は、 る。 V わ ゆる 消防団員はじめ近隣住民の助け合いが欠かせない。 一公助 により命を救う体制は徐々に拡充されつつある。 とは言え地震発生直後の被災者

域の総合的な防災力を強化することを目的としている。そのためには「共助」の組織の連携強化を図ることが として法律の成立に関わった。この法律は消防団を地域防災力の中核として欠かせない存在として位置づけ、 多くの団員が犠牲になった。これに報いようという気運が高まり、日本消防協会はじめ関係者の努力により平成 一五年一二月に衆参両院において全会一致で「消防団等地域防災力強化法」が議員立法で成立した。消防庁長官 平成二三年の東日本大震災では消防団員が消火・救助や避難誘導などに大きな役割を果たしたが、 活動中に数 地

な役割であり、 の命を守ることを肝に銘じなければならない。 住宅・建築物の耐震化・難燃化や家具の固定化、避難方法の確認など「自助」に努めることが自ら 「公助」「共助」「自助」を三位一体で充実強化し、 「自助」や「共助」 大規模地震の被害の最小化を図らなけれ の強化促進も防災行政が担う「公助」 の重 ばな

導のもとに防災訓練や啓発に取り組めば地域の防災力は確実に強化される。

全国の自主防災組織と事業所の防災組織や婦人防火クラブなどが相互に連携して、消防団の指

めて重要である。

四 おわりに

人口減少・超高齢社会に向かう中で団塊ジュニア世代が六五歳以上となる二〇四二年には事態はより深刻にな この年に高齢者の数はピークとなり、 働き手となる二○歳から六四歳までの人口は、第三次ベビーブームが

起きなかったため大幅に減少する。

議する必要がある。

今はAI等のイノベーショ

ンの進展に過度に期待することなく、

少子高齢化社会における社会保障制

度の

維

結果が出されている。 ンギュラリティー」 A I 出した。同時に働き手人口が減少しても一人当たりの生産性を高めれば経済成長を遂げられることから、 進めるとともに、 いと思われるが、 介護といった人と人とのふれあいや思いやりを求められる仕事や創造力を要する仕事は容易にはAIに の約四九%が就いている職業において、 展などにより、遠からず「汎用人工知能」が出現すると言われている。 脳と同じように様々な状況に応じて考えることが出来る。 を集めている。 齢者や女性の労働参加を促す施策が推進されてきたが、 六五歳を過ぎて働く意欲を持つ高齢者は多い。 平成二九年一月に日本老年学会と日本老年医学会が高齢者の定義を七五歳以上にすべきだと提言している。 (人工知能) 億総活躍社会の実現」が平成二八年六月に閣議決定され、子育て支援や働き方改革が進められてきた。 未だAIは特化された課題にしか対応できないが、「汎用人工知能」と言われるAIは AI活用に伴う規制や倫理などの問題について社会全体としてどう取り組むのかしっかりと論 今から安心で豊かな社会をつくるため、 やロボット等の技術革新による「生産性革命」を推進することとしている。中でもAIが注 (技術的特異点) AIの活用が労働力不足を補う一方で、人々の雇用を奪うことが懸念されている。 の到来には懐疑的な意見が多いが、 AIやロボット等に技術的には代替可能という民間シンクタンクの 高齢者の定義が六五歳以上とされたのは六一年も前のことであ 更に政府は教育無償化を含めた「人づくり革命」を打 コンピュータが全人類の知性を超える時点である AIの有効活用とAIを担う人材養成について検討を 一〇年から二〇年後に、 ディープラーニング (深層学習) 日本の労働 人間 医 政 わ ħ 療 研 入口 0) 府 0)

のため、将来世代の負担が過重にならぬよう高齢者を含めて負担能力のある者が能力に応じて負担することにつ

から改革を進める責任がある。何よりも大事なことは全世代を通じて国民が安心して暮らせる豊かな社会をつく ることであり、行政の目的はこれを追求することに尽きる。 いて国民の合意形成を図る必要がある。政府には将来を担う若者たちが希望と意欲を持てるように、中長期視点

(自治医科大学理事長)